

香川県教育大綱の期間延長について

1. 現行の教育大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、「香川県教育大綱」を策定（令和4年3月・計画期間：令和3年度から令和7年度）

※社会情勢や本県の子どもたちを取り巻く現状を踏まえて策定した「香川県総合計画」及び「香川県教育基本計画」における教育、学術及び文化の振興に関する施策と方向性を同じくするもの。

2. 現行の教育大綱の期間延長について

「香川県教育大綱」と方向性を同じくする「香川県総合計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）」及び「香川県教育基本計画（令和3年度～令和7年度）」について、県政が取り組むべき課題解決の方向性について、大きな変更等がないことから、令和8年度まで期間延長するため、現行の「香川県教育大綱」についても、令和8年度まで期間延長することとしたい。

【参考：地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。